

令和 6 年 8 月 28 日開会

令和 6 年 9 月

市議会定例会議案書

寝 屋 川 市

目 次

番 号	案 件	頁
認 定 第 1 号	令和 5 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認 定 第 2 号	令和 5 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	2
認 定 第 3 号	令和 5 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	3
認 定 第 4 号	令和 5 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	4
認 定 第 5 号	令和 5 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	5
認 定 第 6 号	令和 5 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	6
認 定 第 7 号	令和 5 年度寝屋川市水道事業会計決算認定	7
認 定 第 8 号	令和 5 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	8
報 告 第 9 号	令和 5 年度寝屋川市一般会計継続費の精算報告	9
報 告 第 10 号	令和 5 年度寝屋川市下水道事業会計継続費の精算報告	12
報 告 第 11 号	令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	14
議 案 第 47 号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	15
議 案 第 48 号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	17

番 号	案 件	頁
議案第 49 号	寝屋川市空き家等の適正管理等及び老朽危険建築物等に係る対策の推進に関する条例の一部改正	19
議案第 50 号	令和 6 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 51 号	令和 6 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 52 号	令和 6 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 53 号	令和 6 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 54 号	令和 6 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 55 号	令和 6 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 56 号	令和 6 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 57 号	財産の取得（校務用パソコン）	21
議案第 58 号	財産の取得（（仮称）駅前庁舎の整備に係る備品）	22
議案第 59 号	損害賠償額の決定	23
議案第 60 号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議	24
議案第 61 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議	26
議案第 62 号	令和 5 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	28
議案第 63 号	令和 5 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	29

認定第 1 号

令和 5 年度寝屋川市一般会計歳入歳出 決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 5 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

認定第 2 号

令和 5 年度寝屋川市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 5 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 3 号

令和 5 年度寝屋川市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 5 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

令和 5 年度寝屋川市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 5 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

令和 5 年度寝屋川市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 5 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 6 号

令和 5 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉 資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により令和 5 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 7 号

令和 5 年度寝屋川市水道事業会計決算 認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 5 年度寝屋川市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

認定第 8 号

令和 5 年度寝屋川市下水道事業会計決 算認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により令和 5 年度寝屋川市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

令和 5 年度寝屋川市一般会計継続費の 精算報告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により令和 5 年度寝屋川市一般会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

令和5年度寝屋川市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				額				比	較				
				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳					年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			内 訳
				年割額	特 国 府 支出金	定 額 地方債	源 その他	一般財源	支出済額	特 国 府 支出金	定 額 地方債	源 その他	一般財源	特 国 府 支出金	定 額 地方債			源 その他			
2 総務 費	7 市民 生活 費	総合セ ンター 解体外 工事	3	円		30,900,000	円	3,375,000	円	34,275,000	円			円	34,275,000	円		円	円	一般財源	
																				△ 30,900,000	
			4	236,715,000	37,005,000	183,400,000		16,310,000	236,715,000	37,005,000	70,300,000			129,410,000	0	0	113,100,000			△ 113,100,000	
			5	371,300,000		334,200,000		37,100,000	371,300,000		0		371,300,000	0		334,200,000			△ 334,200,000		
			計	642,290,000	37,005,000	548,500,000		56,785,000	642,290,000	37,005,000	70,300,000	0	534,985,000	0	0	478,200,000			△ 478,200,000		
			3	1,852,000		1,600,000		252,000	1,852,000		0		1,852,000	0		1,600,000			△ 1,600,000		
8 教育 費	小中一 高 校 施設 整備 に係る 工事	総合セ ンター 解体外 工事に 伴う施 工監理 業務委 託	4	12,788,000	1,332,000	10,400,000		1,056,000	12,788,000	1,332,000	2,500,000			8,956,000	0	0	7,900,000		△ 7,900,000		
			5	8,493,000		7,600,000		893,000	8,493,000		0		8,493,000	0		7,600,000			△ 7,600,000		
			計	23,133,000	1,332,000	19,600,000		2,201,000	23,133,000	1,332,000	2,500,000	0	19,301,000	0	0	17,100,000			△ 17,100,000		
			3	131,670,000	96,797,000	31,300,000		3,573,000	131,670,000	96,797,000	31,300,000		3,573,000	0	0	0			0		
			4	3,792,035,000	2,041,746,000	1,575,300,000	174,989,000	0	3,792,035,000	2,041,746,000	1,575,300,000	174,989,000	0	0	0	0	0	0	0		
			5	4,917,328,000		4,425,500,000	491,828,000	0	4,917,327,200		4,425,500,000	491,827,200	0	800	0	800	0	800	0		
計	8,841,033,000	2,138,543,000	6,032,100,000	666,817,000	3,573,000	8,841,032,200	2,138,543,000	6,032,100,000	666,816,200	3,573,000	800	0	0	800	0	800	0				

令和5年度寝屋川市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比		較			
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額の差	左 の 財 源 内 訳	内 訳			
					特 国 府 支出金	定 地 方 債	其 他 財 源		特 国 府 支出金	定 地 方 債	其 他 財 源			特 国 府 支出金	定 地 方 債	其 他 財 源	
8 教育費	1 教育総務費	小中一貫校施設整備に係る建設工事監理等業務委託		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			3	41,800,000	37,600,000	4,200,000	41,800,000				37,600,000	4,200,000	4,200,000	0	0	0	0
			4	123,200,000	110,800,000	12,400,000	123,200,000			0	110,800,000	12,400,000	0	0	0	0	0
			5	80,300,000	72,200,000	8,100,000	80,300,000			0	72,200,000	8,100,000	0	0	0	0	0
			計	245,300,000	220,600,000	20,500,000	245,300,000			4,200,000	220,600,000	20,500,000	4,200,000	0	0	0	0

令和 5 年度寝屋川市下水道事業会計継続費の精算報告

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により令和 5 年度寝屋川市下水道事業会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

令和5年度寝屋川市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較								
				左		内 訳		支 払 義 務 額	左		内 訳		年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左		内 訳				
				年 割 額	国 庫 補 助 金 企 業 債 留 保 資 金 等	損 益 勘 定 金 等	支 払 義 務 額		国 庫 補 助 金 企 業 債 留 保 資 金 等	損 益 勘 定 金 等	支 払 義 務 額	国 庫 補 助 金 企 業 債 留 保 資 金 等		損 益 勘 定 金 等						
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			平成 27	58,000,000	29,000,000	0	0	0	0	0	0	58,000,000	29,000,000	29,000,000	0	0	0	0	0	0
			28	808,523,000	404,000,000	23,000	58,000,000	29,000,000	29,000,000	0	750,523,000	375,000,000	375,500,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
			29	1,168,933,000	584,000,000	33,000	808,000,000	404,000,000	404,000,000	0	360,933,000	180,000,000	180,900,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
			30	1,660,336,000	830,000,000	36,000	1,577,000,000	788,500,000	788,500,000	0	83,336,000	41,500,000	41,800,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
			令和 元	1,946,435,000	973,000,000	35,000	1,750,000,000	875,000,000	875,000,000	0	196,435,000	98,000,000	98,400,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
			2	1,734,284,000	867,000,000	84,000	1,210,220,000	603,000,000	607,200,000	20,000	524,064,000	264,000,000	260,000,000	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000
			3	1,150,000,000	575,000,000	0	1,670,000,000	835,000,000	835,000,000	0	△ 520,000,000	△ 260,000,000	△ 260,000,000	0	0	0	0	0	0	0
			4	80,000,000	30,000,000	0	1,151,000,000	565,500,000	585,500,000	0	△ 1,071,000,000	△ 535,500,000	△ 535,500,000	0	0	0	0	0	0	0
			5	209,035,000	0	35,000	34,389,300	0	0	34,389,300	174,645,700	209,000,000	△ 34,354,300	△ 34,354,300	△ 34,354,300	△ 34,354,300	△ 34,354,300	△ 34,354,300	△ 34,354,300	△ 34,354,300
			計	8,815,546,000	4,292,000,000	246,000	8,258,609,300	4,100,000,000	4,124,200,000	34,409,300	556,936,700	399,100,000	△ 34,163,300	△ 34,163,300	△ 34,163,300	△ 34,163,300	△ 34,163,300	△ 34,163,300	△ 34,163,300	△ 34,163,300

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書（別冊）を付けて、次のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	△1.4 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示している。

() 内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

「施行令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）をいう。

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

寝屋川市子どもの権利に関する 条例案策定審議会	子どもの権利に関する条例案の策定につ いての調査審議に関する事務
----------------------------	-------------------------------------

附 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項中「6 か月」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年)」を加える。

第 32 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第 29 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の保険料について適用し、令和 6 年度分のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

寝屋川市空き家等の適正管理等及び老朽 危険建築物等に係る対策の推進に関する 条例の一部改正

寝屋川市空き家等の適正管理等及び老朽危険建築物等に係る対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市空き家等の適正管理等及び老朽危険建築物等に係る対策の 推進に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市空き家等の適正管理等及び老朽危険建築物等に係る対策の推進に関する条例（平成28年寝屋川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

- (3) 管理不全空き家等 空き家等が適正な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き家等をいう。

第8条第2項中「第6条第2項各号」を「第7条第2項各号」に改める。

第9条第3項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第18条中「の長」の次に「、空き家等に工作物を設置している者」を加える。

第20条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「若しくは第10項」を「、第10項若しくは第11項」に改める。

第21条を次のように改める。

（管理不全空き家等に対する措置）

第21条 市長は、管理不全空き家等に関し、法第13条第1項の規定による指導又は同条第2項の規定による勧告をするものとする。

第22条第1項中「とき」の次に「（法第22条第11項の規定による措置をとるときを除く。）」を加える。

第23条中「準特定空き家等」を「管理不全空き家等」に改める。

第38条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「第16条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条第2項中「による」の次に「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による」を加え、「又は」を「若しくは」に、「第16条第2項」を「第30条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和6年8月28日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 校務用パソコン |
| 2 | 財産の概要 | ノート型パソコン 510台 |
| 3 | 取得目的 | 校務用パソコンの更新を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 68,754,950 円
(内消費税及び地方消費税の額 6,250,450 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市中央区大手前一丁目7番31号
株式会社ウチダシステムズ 大阪支社
支社長 仲 村 敏 雅 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | (仮称) 駅前庁舎の整備に係る備品 |
| 2 | 財産の概要 | (1) 窓口フロア用 受付カウンター、机、椅子、ファイリングワゴン、パーテーション 等
(2) 執務室フロア用 机、椅子、ロッカー、キャビネット 等 |
| 3 | 取得目的 | 市民の利便性の向上を最優先とした「公共施設・機能サービス」の再配置、集約化を図り、市民サービスの提供を公共交通機関の結節点である駅周辺に集約する市民サービスの『ターミナル化』を進め、(仮称) 駅前庁舎の開設に向けた環境整備を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 204, 518, 545 円
(内消費税及び地方消費税の額 18, 592, 595 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市都島区中野町一丁目 7 番 20 号
石元商事株式会社
代表取締役社長 石 元 正 之 |

損 害 賠 償 額 の 決 定

次のとおり損害賠償額を決定する。

令和6年8月28日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 損害賠償額 金2,524,500円
- 2 相手方

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(損害賠償の理由)

令和2年4月8日から令和6年2月13日までの間、寝屋川市が布設した配水管内面から剥離した塗膜材が相手方の管理する建物の給水設備（各戸に設置している減圧弁）に混入したことで、相手方が給水設備を清掃することになったものである。

なお、当該事実関係に鑑み、相手方の損害額の全額を寝屋川市が賠償するものとする。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することに関し他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 291 条の 11 の規定により議決を求める。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更

次ページのとおりに大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 17 日大阪府指令市第 3205 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第 2 の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務 の変更及び大阪広域水道企業団規約の変 更に関する協議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり、大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、及び大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により議決を求める。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更

令和 7 年 4 月 1 日から、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加する。

2 大阪広域水道企業団規約の変更

次ページのとおり大阪広域水道企業団規約の一部を変更する。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「藤井寺市」の前に「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、」を加える。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年度寝屋川市水道事業利益剰余金 の処分

令和 5 年度寝屋川市水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1	当年度未処分利益剰余金	3, 254, 133, 542 円
2	利益剰余金処分別	
	資本金	△100, 000, 000 円
	建設改良積立金	△100, 000, 000 円
		<u>△200, 000, 000 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>3, 054, 133, 542 円</u>

令和 5 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

令和 5 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 8 月 28 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1	当年度未処分利益剰余金	787,495,616 円
2	利益剰余金処分別	
	資本金	△400,000,000 円
	減債積立金	△237,495,616 円
		<u>△637,495,616 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>150,000,000 円</u>

